

経 済 産 業 省

20130318貿局第2号
輸出注意事項25第7号

「直線軸位置決め精度の申告値について」の一部を改正する通達を次のように定める。

平成25年3月29日

経済産業省貿易経済協力局長 北川 慎介

「直線軸位置決め精度の申告値について」の一部を改正する通達

「直線軸位置決め精度の申告値について」（平成21年11月20日付け平成21・11・13貿局第3号・輸出注意事項21第49号）の一部を別添の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成25年4月1日から施行する。

直線軸位置決め精度の申告値についての一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○直線軸位置決め精度の申告値について（平成21年11月20日付け貿局第3号）

改 正 後	現 行
<p>(略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>1. 要件</p> <p>運用通達1-1-(7)「輸出令別表第1中解釈を要する語」の欄のうち、2の項及び6の項の解釈欄に規定されている方法に基づき算定した代表値を「位置決め精度の申告値」（以下「申告値」という。）として安全保障貿易審査課に提出し、工作機械個々の位置決め精度の検査に代えて、用いることのできる者は、輸出管理内部規程の届出等について（平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号）別紙1に定める外為法等遵守事項をすべて含む内部規程（複数の規程によって構成されるもの、輸出管理以外の事項をも包含するもの、規程の一部について他者の輸出管理内部規程を引用し、又は準用して読み替えるものを含む。）を整備し、その輸出管理内部規程に基づき外為法等遵守事項を確実に実施している者であって、<u>外為法を始めとする輸出関連法規の最新情報を入手し、輸出等の業務に従事する役職員に対し周知している者とする。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>5. 申告値の提出に必要な書類</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 提出書類</p> <p>(イ)～(ロ) (略)</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>(略)</p> <p>(注) (略)</p> <p>1. 要件</p> <p>運用通達1-1-(7)「輸出令別表第1中解釈を要する語」の欄のうち、2の項及び6の項の解釈欄に規定されている方法に基づき算定した代表値を「位置決め精度の申告値」（以下「申告値」という。）として安全保障貿易審査課に提出し、工作機械個々の位置決め精度の検査に代えて、用いることのできる者は、輸出管理内部規程の届出等について（平成17・02・23貿局第6号・輸出注意事項17第9号）別紙1に定める外為法等遵守事項をすべて含む内部規程（複数の規程によって構成されるもの、輸出管理以外の事項をも包含するもの、規程の一部について他者の輸出管理内部規程を引用し、又は準用して読み替えるものを含む。）を整備し、その輸出管理内部規程に基づき外為法等遵守事項を確実に実施している者であって、<u>その役員又は正規職員が輸出管理に係る適格な説明会を受講している者とする。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>5. 申告値の提出に必要な書類</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 提出書類</p> <p>(イ)～(ロ) (略)</p> <p><u>(ハ) 適格説明会の受講実績・・・1通</u></p> <p><u>①適格説明会の受講実績は、申請前1年間において申請者の役員又は正規職員が受講した実績として、その時期、場所、受講者役職及び氏名を示すものでなければならない。</u></p> <p><u>②適格説明会は、輸出管理に係る説明会として予め経済産業省が明示したものをいう。</u></p> <p><u>③受講者として記載される者は、申請時においてなお申請者の役員又は正規職員として現存している者であることを必要としない。</u></p>

(ハ) ~ (ホ) (略)

(ヘ) (イ) から (ホ) までに掲げるもののほか、安全保障貿易審査課が必要な書類と認め、提出を求めるもの。

6 ~ 8 (略)

9. 申告値の再提出

(1) (略)

(2) 再提出等のための手続き

申告値の再提出等を行う場合は、次の (イ) 及び (ロ) の書類を提出しなければならない。

(イ) ~ (ロ) (略)

(削る)

10 ~ 11 (略)

12. その他

(1) ~ (2) (略)

(3) 平成21年11月20日より以前に生産が中止された工作機械に関する申告値については、当該機の生産者が以下に掲げる書類を提出し、安全保障貿易審査課にて受理された場合に限り、提出された申告値を引き続き有効とみなす。

(イ) ~ (ハ) (略)

④適格説明会の受講実績は、チェックリスト受理票に「未受講」の押印があるときに限り必要とされる。

⑤天災その他やむを得ない事情により受講実績がないときは、①の書面にその事情を記載して提出することができる。

(二) ~ (ヘ) (略)

(ト) (イ) から (ヘ) までに掲げるもののほか、安全保障貿易審査課が必要な書類と認め、提出を求めるもの。

6 ~ 8 (略)

9. 申告値の再提出

(1) (略)

(2) 再提出等のための手続き

申告値の再提出等を行う場合は、次の (イ) ~ (ハ) の書類を提出しなければならない。

(イ) ~ (ロ) (略)

(ハ) 適格説明会の受講実績・・・1通

①適格説明会の受講実績は、申請前1年間において申請者の役員又は正規職員が受講した実績として、その時期、場所、受講者役職及び氏名を示すものでなければならない。

②適格説明会は、輸出管理に係る説明会として予め経済産業省が明示したものをいう。

③受講者として記載される者は、申請時においてなお申請者の役員又は正規職員として現存している者であることを必要としない。

④適格説明会の受講実績は、チェックリスト受理票に「未受講」の押印があるときに限り必要とされる。

⑤天災その他やむを得ない事情により受講実績がないときは、①の書面にその事情を記載して提出することができる。

10 ~ 11 (略)

12. その他

(1) ~ (2) (略)

(3) 平成21年11月20日より以前に生産が中止された工作機械に関する申告値については、当該機の生産者が以下に掲げる書類を提出し、安全保障貿易審査課にて受理された場合に限り、提出された申告値を引き続き有効とみなす。

(イ) ~ (ハ) (略)

(削る)

(三) (略)

(4) (略)

別紙 1～3 (略)

(二) 適格説明会の受講実績

(ホ) (略)

(4) (略)

別紙 1～3 (略)